

## 第二部 参 照 情 報

## 第1 参照書類

機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報） 平成 21 事業年度」（平成 22 年 8 月 25 日付作成）

## 第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 平成 21 事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 平成 21 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（平成 22 年 9 月 2 日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

### 3 コーポレートガバナンスの状況

#### (4) 評価

文部科学省独立行政法人評価委員会による本機構の平成 21 年度に係る業務の実績に関する評価は以下のようになっております。

#### 全体評価

##### ①評価結果の総括

日本学生支援機構については、学生支援の中核機関として、下記のとおり、計画に沿って一層の改善・充実に努めており、「業務の質の向上」、「業務運営の効率化」、「財務内容の改善」の観点から概ね良好であると認められた。一方、「業務の質の向上」については、総体的には、概ね良好と認められたが、一部業務において改善措置を講じるべき課題もあり、今後取り組んでいく必要がある。具体的には、以下のとおりである。

○奨学金の回収の抜本的強化、留学生支援事業、学生生活支援事業の推進、保有資産の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。

○奨学金貸与の的確な実施のための取組、新規返還開始者のリレー口座加入率 100%達成や個人信用情報機関の活用等返還金回収の促進のための様々な取組が一定程度進められており、全体としては計画どおりの対応がなされているものと認められる。

○一方、奨学金貸与事業において、回収率が目標値に達成しなかったことや、一部業務（法的処理、機関保証）において、未実施件数が多いこと、基準の未整備があること、マニュアルに基づいた事務処理がなされていなかったこと等が判明したことから、機構全体での業務執行管理のあり方及び組織・体制等について必要な改善措置が直ちに講じられる必要がある。

<参考> ・業務の質の向上： A      ・業務運営の効率化： A      ・財務内容の改善： A      等

##### ②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 返還金回収について、回収強化の方策を実施し、回収率向上に向けた取組の充実が図られており評価できるが、機構全体での業務執行管理のあり方及び組織・体制等について必要な改善を図るとともに、個々の回収強化策の効果を検証しつつより効果の高いものにより注力するなどして、更なる回収率向上に努める必要がある。
- (ロ) 返還金回収業務の外部委託について、引き続きその効果を検証しつつ、一層促進する必要がある。
- (ハ) 保有資産の見直しについて、引き続き、保有形態、譲渡可能性、売却方法等を分析しつつ検討を行い、結論を得る必要がある。

##### ③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 延滞分の回収率低下の要因を明らかにし、回収率の向上に努めるとともに、抜本的な回収強化策を講じるべき。法的処理及び機関保証に係る業務において確認された不十分な実施状況について早急に改善を図るべき。
- (ロ) 外部委託等で得られたデータ等を基に、引き続き費用対効果を多角的、総合的に検討し、その結果を業務運営の効率化等に活用すべき。
- (ハ) 保有資産の見直しについて、引き続き検討を行い、結論を得たものから順次適切に対応していくべき。

##### ④特記事項

「独法整理合理化計画」や「勧告の方向性」等において指摘された事項について検討に着手し、概ね結論を得るなどの対応がなされている。

「独法整理合理化計画」や「勧告の方向性」等において指摘された主な事項に関し、  
・平成20年度業務実績評価の総務省2次評価において指摘された総回収率の妥当性については、有識者等で構成される「返還促進策等検証委員会」を設置し、外部シンクタンクによる分析結果等について審議を行い、「基本的には妥当なものと考えられるが、景気動向等を注視しつつ平成23年度までに最終的に判断する旨」の報告書を取りまとめた。

・平成20年度に機関保証の妥当性の検証のために設置した「機関保証制度検証委員会」については、平成21年度においても開催し、引き続き検証するとともに外部シンクタンクによる分析結果についても報告書を取りまとめた。

・保有資産の見直しについては、国際交流会館の市場化テストを実施するとともに、東京国際交流館プラザ平成の売却、職員宿舎の保有の在り方等について検討を実施した。

### 第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参照書類は、本機構ホームページ (<http://www.jasso.go.jp/>) にも掲載します。